

令和 8 年度

中小企業事業継続力強化支援制度

【公募のご案内】

○申請書類の受付期限

申請：令和 8 年 8 月 1 日～令和 9 年 1 月 31 日

認定アドバイザーより申請フォームをご案内致します。

ご相談等に関しては公式サイトよりお問合せください。

URL：<https://sb-ps.jp/>

※申請書類は受付期限内に必要な書類がすべて揃わなければ受け付けられません。

申請書類は、当協会に到着した順に内容を確認し、不備・不足が無い事を確認できたものから各所項目の確認を行いますので、日程に余裕をもって送付してください。

※申請受付期限内でも、予算額に達し次第、受付を終了する場合があります。

○決定通知後の申請書類の提出方法

本制度採択となった支援対象企業に「中小企業事業継続力強化支援制度」の申請書類のデータを当協会が指定する宛先へ送付いただきます。

○お問い合わせ

一般社団法人中小企業振興支援協会

TEL 03-6457-5845 FAX 03-6457-5846

(受付時間 平日 10 時～18 時まで)1

目次

重要説明事項・・・・・・・・・・・・・・・・	3
支援制度の目的・・・・・・・・・・・・・・	4
注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
申請から支援金支払いまでの流れ・・・・・・・・	6
各種申請書類の作成及び提出における主な留意事項・・・	7
その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8

「重要説明事項」（申請にあたっての注意点）

中小企業事業継続力強化支援制度（以下「本制度」）に係る重要説明事項は以下のとおりです。必ずご確認、ご理解いただいた上での申請をお願い致します。

1. 本制度は中小企業振興支援協会（以下「当協会」）が設立した支援制度となり一般企業が行う民間支援金です。

国や自治体が財源の支援金とは異なりますのでご注意ください。採択された申請企業に対して、支援金が交付されます。

2. 本支援金の交付を受けようとする支援金の対象となる企業（以下「支援対象企業」）は、導入前に電子申請又は郵送より申請を行ってください。申請後、採択が決定されると「決定通知書」が送付され支援金の対象としての実施が正式に認められます。

3. 本制度には支援金支給の条件がございます。

当協会では支援対象事業者が制度の内容を理解し、導入の必要性を吟味し実際に本制度に沿った取り組みを行う事業者とします。申請には認定アドバイザーより配付される申請フォーム及び申請書に限るものとします。

個人情報取り扱いと使用目的

・当協会に提出された申請企業の個人情報については、当協会で保管させていただきます。又、以下の目的のために使用します。

①本制度の適正な執行のために必要な連絡

②その他本制度の遂行に必要な活動

・また、当協会は次に掲げる場合を除いて、個人情報保護法その他の法令で認められる場合を除き、あらかじめ申請企業の同意を得ることなく、第三者に個人情報を提供することはありません。ただし、次に掲げる場合には、当該情報の提供先は第三者に該当しないものとします。

①当協会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託する場合

②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合

③個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いた場合

・個人情報について、開示、訂正、利用停止等のお申し出があった場合には、当協会所定の方法に基づき対応致します。具体的な方法については、個別にご案内します。

（下記受付窓口までお問い合わせください。）

住所：東京都千代田区神田和泉町 1-13-11 和泉町中央ビル 6F

担当：中小企業事業継続力強化支援制度事務局

電話番号：03-6457-5845

E メールアドレス：info@sb-ps.jp

本制度の目的

中小企業事業継続力強化支援制度は、災害・感染症・サイバー障害・サプライチェーン寸断などのリスクに備え、事業継続に意欲を持つ中小企業に対して「体制づくり」と「実践力の定着」を一体で支援し、現場で機能するDX及びBCP（事業継続計画）と運用の構築を後押しします。現状業務の可視化や重要業務の洗い出し（優先順位付け）、想定被害・代替手段の整理を踏まえた研修・伴走支援を通じて、必要な知識・スキルと役割分担（指揮系統、初動対応、連絡網、復旧手順）を社内に定着させ、「作って終わり」にしない継続的な運用力（訓練・見直し・改善）を高めます。研修・伴走の実施は、認定アドバイザーが担当することを原則とし、各社の実情に即した実装・改善までを重視します。

また、実施後の調査・評価により、育成効果（理解度、手順の実行性、訓練到達度、復旧時間の短縮、代替運用の確立度など）と改善点を明確化し、次の対策（訓練の高度化、備蓄・設備・IT対策、取引先連携の強化等）につながる継続的なBCP運用サイクルを形成します。これにより企業は、自社の弱点（属人化、情報共有不足、代替手段の欠如等）を補完しつつ、外部環境の変化や突発事象に対しても事業を止めない「自走型の事業継続力」を獲得します。最終的には、中小企業のレジリエンス向上と持続的成長を実現し、地域・産業全体の安全性と供給維持（社会機能の継続）を着実に強化します。

申請スケジュール

申請期間：令和8年8月1日～令和9年1月31日

支援対象期間：令和8年8月～令和10年1月31日

支援対象期間 【支援対象となる実施、支払い等を行う期間】1年間

支援制度対象企業

条件：従業員1000人以下の法人又はそれに準ずる個人事業主※法人の場合資本金5千万円未満

※法令・公序良俗を遵守し、反社会的勢力と関係がないこと

※本要項および誓約事項に同意し、実績報告・調査協力に応じられること

支援額

中小企業事業継続力強化支援制度は、事業継続の強化に意欲を持つ事業者に対し、DX及びBCP（事業継続計画）の策定・運用に必要な知識・技能の習得と、社内体制の整備・定着を通じて、非常時にも事業を止めない実行力と継続的な改善力を高めるための支援を行います。支援額は、本制度の実施前後における事業継続体制の整備状況、重要業務の継続手順の具体化度、訓練・見直しの実施状況、知識・技能の習得状況、ならびに事業継続力強化に向けた実行意思等を総合的に勘案して算出し、上限は**300万円**とします。研修の実施は、認定アドバイザーが担当することを原則とします。

① 事業継続力実装・定着枠

事業継続力の強化に向けて、現状把握と重要業務の特定（業務の棚卸し、優先順位付け、リスク・影響度の整理、資源・体制の把握）を行った上で、DX及びBCPの策定・実装（指揮命令系統、初動対応、連絡体制、判断基準、代替手段、復旧手順の具体化および手順書・チェックリスト等の整備）を進め、さらに訓練・定着（机上訓練・図上訓練・連絡訓練等による実効性検証、課題抽出、見直し・改善の反映）までを一連のプロセスとして支援します。これにより、「作って終わり」にしない運用体制を社内に定着させ、非常時にも事業を止めない実行力と継続的な改善サイクルの確立を図ります。

支援制度対象条件

本制度認定アドバイザーによる研修、サポート及びアドバイスの指導を受け実施。

申請後

本制度による支援対象企業は当協会に調査アンケートを提出いただく必要があります。

認定アドバイザーとは

本制度の認定アドバイザーとは、本制度および事業継続（BCP：事業継続計画）に関し、専門性の高い知識と理解を有し、事業継続力強化に必要な研修・伴走支援を適切に実施できる事業者（または担当者）をいいます。支援対象企業の状況や課題に応じて、リスク管理、危機対応、復旧計画、情報共有・連絡体制、サプライチェーン対応等に関する知識・技能の習得を目的とした研修を実施し、現状把握・重要業務の特定、リスク・影響度整理、DX 及び BCP の策定・手順整備、訓練・検証、見直し・改善の各段階において、実務に資する学習と成果物作成を支援します。

また、研修・伴走支援の実施にあたっては、受講管理（出欠・受講記録の整備）や教材提供、演習・成果物への指導を行い、研修実施報告書（担当者署名）等の証憑を適切に作成・提出できる体制を備えます。これにより、支援対象企業における DX 及び BCP の実装と運用定着、自走的な見直し・改善サイクルの確立を促進し、非常時にも事業を止めない体制づくりと継続的な強靱化に寄与する役割を担うものとします。

注意事項

(1) 導入後経過調査への協力

当協会は、支援制度決定の後、認定アドバイザーより配付される調査アンケートの記載、研修終了報告書の記載をお願いしております。

(2) 当協会が求める情報の提供に関する協力

申請企業は、当協会が、必要な資料及び情報等を求めたときは、当協会の指定する期日までに当協会に対して提供することに同意した上で、本制度の申請を行うものとします。なお、申請企業は、認定アドバイザーを通じて、当該資料及び情報等を当協会に提供させることができるものとします。

(3) 他制度との併用利用について

本支援制度では、他の助成金・補助金等を利用している事業者も、支援対象条件を満たしている場合は申請可能です。

ただし、支給対象者が他の助成金・補助金等との併用を目的として申請していた、または受給していたことが判明した場合、支援金の交付を取り消し、すでに支給した金額の返還を請求する場合があります。申請にあたっては、必ず本規定を遵守してください。

(4) 不正受給について

不正受給（例：虚偽申請、架空取引、事実の隠蔽等）は重大な法令違反であり、法的措置および返還命令の対象となります。

支援金の申請にあたっては、この点を十分にご留意いただくとともに、万一不正を持ちかけられた場合には決して応じず、速やかに当協会までご報告ください。

申請書類について

申請書類一式は、電子申請又は郵送よりご提出ください。（持参は不可）

(1) 電子申請

- ・ 認定アドバイザーより申請フォームを送付します。各所内容に沿って記入してください。

(2) 郵送申請

- ・ 認定アドバイザーより申請書類を送付します。各所記載し、下記宛先まで郵送してください。

住所：東京都千代田区神田和泉町 1-13-11 和泉町中央ビル 6F

担当：中小企業事業継続力強化支援制度事務局

電話番号：03-6457-5845

- ・ 申請手続き後、採択結果を申請方法に沿って電子メールにてお送りいたします。
決定対象者には決定通知書を合わせてお送りいたします。
※審査結果の詳細に関しましては非公開とさせていただきます。

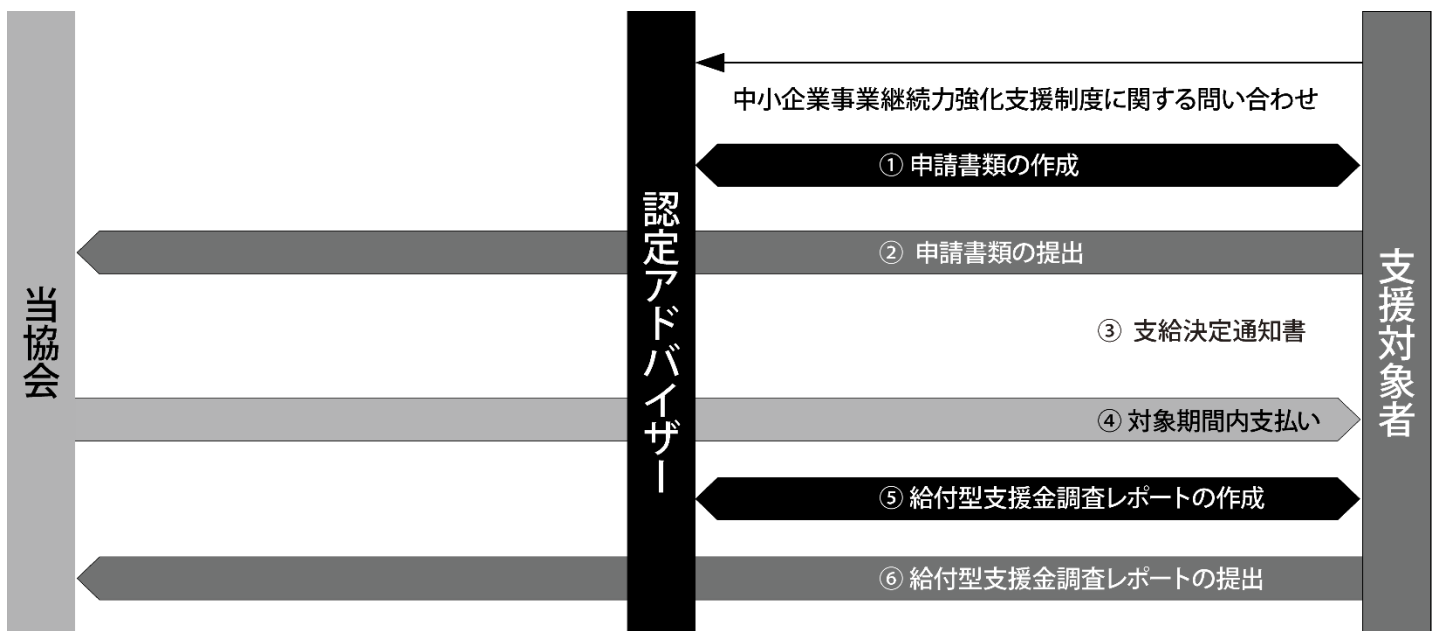
申請から支援金支払いまでの流れ

本制度の実施は、申請内容及び決定通知書の内容に沿って、研修終了報告書の提出後支援対象期間内に随時支払うものとします。

支援対象期間は翌月 1 日から起算して 1 年 を経過するまでの期間（本制度では、令和 10 年 1 月）とします。

（例）令和 8 年 8 月下旬に決定の場合

（支援対象期間は令和 8 年 9 月～令和 9 年 9 月末日）



支援金対応期間：令和8年8月1日～令和10年1月31日

※申請状況により、支給日が前後する場合がございます。

各種申請書類の作成及び提出における主な留意事項

申請書類の作成及び提出等、申請に係る経費は、申請企業の負担になります。

申請書類を提出する者及び連絡担当者は、申請対象者本人に限ります。

提出された申請書類は、決定の可否に関わらず返却しませんので、必ず写しを保管してください。内容についてお問い合わせをさせていただく場合があります。

受付最終日（申請書提出期限）の時点で不備・不足のある申請書類は受け付けません。また、申請書類は当協会に到着した順に内容を確認し、不備、不足が無いことを確認できたものから採択に向け各所項目の確認を行います。（申請書類の到着順ではありません。）受付期間中でも予算額に達した時点で締め切る可能性があります。

締め切り以降に到着した申請書類や締め切り時点で不備、不足のある申請書類は受け付けません。

本制度支給/研修完了に関する提出書類及び調査アンケート

・支給条件は、研修終了報告書、事業計画書及び当協会より発行される実施後の調査アンケートの提出をいただく必要がございます。

※申請時、必要な書類一覧を電子メール添付又は郵送にてご提出いただきます。郵送提出の場合は、当協会に事前にご連絡の上すべて写し（コピー）をご送付ください。

※支援後、不正申請や提出した事業計画に沿った活動が確認できなければ返還請求する場合がございます。

研修終了報告書

・認定アドバイザーより本制度に該当する研修終了報告書が発行されます。

研修終了報告書の項目を確認後不備・不足の無いよう記入下さい。

調査アンケート

・本制度の実施後の経過及び改善等調査を目的とした調査アンケートを発行いたします。認定アドバイザーより支援対象企業に配布するものとし、記載完了後当協会に提出頂きます。

その他

原則として、支援事業終了後の支援金額確定にあたり、申請書類の確認ができない場合については、支援対象外となります。

支援事業終了後、検査員等が実地調査に入ることがあります。この検査により支援金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。

暴力団等排除に関する事項

支援対象企業は、支援金の申請をするに当たって、また、支援事業の実施期間内及び完了後の将来にわたって下記の事項のいずれにも該当しないことを約束します。虚偽があり、又はこの約束に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

1. 支援対象企業が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律 第77号）第2条第2号に規する暴力団その他の反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）である場合、又は当団体の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、任意団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団等の構成員、関係者に該当する者若しくは暴力団等の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下、「暴力団員等」という。）の場合
2. 支援対象企業が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等又は暴力団員等を利用するなどしている場合
3. 支援対象企業が、暴力団等又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
4. 支援対象企業が、暴力団等又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している場合

附則

この規程は、令和8年8月1日から施行し、この規定の前に施行前に生じた事項にも適用する。